

社会保険 とっとり

vol.636

2024
4

今月の記事

- 知っておきたい適用関係届等のQ&A
- 健康な毎日は健診から! ご家族の方が対象の「特定健診」
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第119回 ～インドネシア紀行(その一)～
- 社会保険協会「令和6年度の事業と予算のご案内」
- 協会費の基礎となる被保険者数は1月1日現在に変更となります
- 「家庭常備薬のチラシ」は5月に送付いたします



典高
FUKUDA

春流 (F6号アクリル画)
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ



知っておきたい 適用関係届等の

Q & A

Q

Question

60歳以上の厚生年金保険の
被保険者が退職し、
継続して再雇用される場合、
どのような手続きが必要ですか？

A

Answer

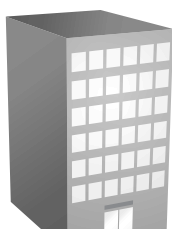
事業主が該当する方の厚生年金保険等の被保険者資格喪失届および被保険者資格取得届を同時に年金事務所へ提出していただくことにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。

生涯現役



なお、その際に添付書類として、「就業規則や退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類および継続して再雇用されたことが客観的に判断できる書類（雇用契約書、労働条件通知書等）」または「事業主の証明」が必要になります。

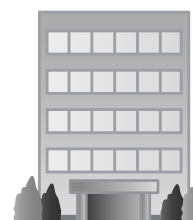
また、「事業主の証明」は、特に様式は指定しませんが、退職された日、再雇用された日が記載されているものが必要となります。



〇〇会社



喪失届
取得届



事務センター

〔様式例〕



事業主の証明の
様式例です!

継続再雇用に関する証明書

弊社の60歳以上の従業員について、以下のとおり退職日の翌日をもって継続再雇用したことを証明します。

[退職・再雇用した従業員]

住所 _____

氏名 _____ 年齢 _____ 歳

[退職日]

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

[再雇用日]

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

[証明者]

事業所所在地 _____

事業所名称 _____

事業主氏名 _____

電話番号 _____

証明日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

- 厚生年金基金および健康保険組合に加入している事業所の場合は、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要ですのでご注意ください。(詳細については、当該基金、健康保険組合へお問い合わせください。)
- 継続して再雇用とは、1日も空くことなく同じ事業所に再雇用されることをいいます。
- 事業所の定年制の定めの有無による相違はありません。60歳以後に退職した後、継続して再雇用された場合であれば対象となります。
- 平成25年3月までは、60歳から64歳までの年金を受取る権利のある方が、この取扱いの対象でしたが、平成25年4月から、対象を年金を受取る権利のある方に限らず、「60歳以上の方」に拡大しました。
- この取扱いについては、正社員の方に限定されるものではなく、厚生年金保険等の被保険者に対する取扱いとなりますので、パートタイマーやアルバイトなどで厚生年金保険等の被保険者となっている方も対象となります。
- 法人の役員等が対象の場合の添付書類は、「役員規定、取締役会の議事録などの役員を退任したことがわかる書類および退任後継続して嘱託職員として再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」になります。

お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

健康な毎日は「ご家族の方が対象の「特定健診」」

Q 協会けんぽでは、ご家族の方が健診を受けるときに健診費用の補助がある。○か×か。

A 答えは **マル**。ご家族の方を対象とした協会けんぽの特定健診は、年度内につき1回限り、健診費用の多くを補助しています。鳥取県内の健診機関であれば自己負担額が0円～約1,500円程度で健診を受けることができます。

協会けんぽの特定健診

従業員様が安心して働けるのは、ご家族の健康があつてこそ!ご家族の方が対象の特定健診では、高血圧・糖尿病・脂質異常症や腎臓・肝臓の検査項目も含まれています。健診を受けることは、病気の早期発見早期治療につながります。ぜひ、従業員様を通じてご家族の方へお得な健診をご案内ください!

注意 費用補助は年度内に1回限り!

対象者 40～74歳の被扶養者(ご家族の方)

◎健診受診時に協会けんぽの加入者であることが必要です。



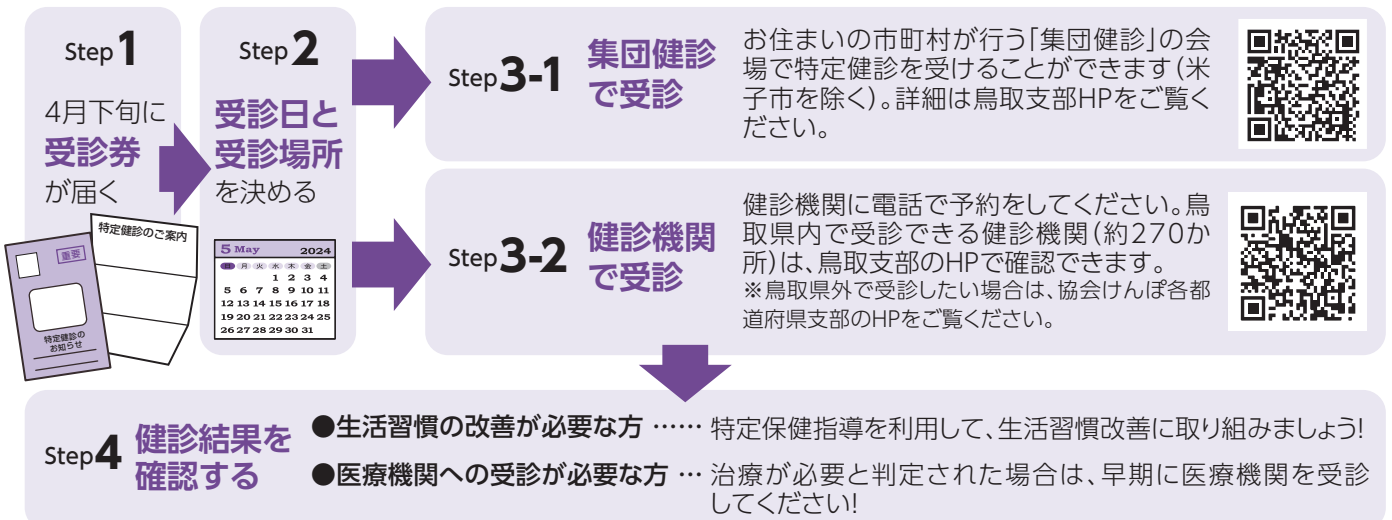
健診の種類	検査の内容
基本的な健診	<ul style="list-style-type: none"> ●診察、問診等 ●身体計測 ●血圧測定 ●尿検査 ●血中脂質検査* ●血糖検査* ●肝機能検査*
詳細な健診 (健診結果等に基づいて、 医師の判断により実施)	<ul style="list-style-type: none"> ●心電図検査 ●眼底検査 ●貧血検査* ●血清クレアチニン(eGFR)*

◎鳥取県内の健診機関で受診する場合の自己負担額は、健診機関によって異なります。



*採血による実施

健診受診までの流れ



お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 保健グループ

☎ 0857-25-0054

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

申請書の提出など
お手続きはすべて郵送で!

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

メールマガジン
会員登録中!





3月初旬に学生を連れてインドネシアに行った。首都ジャカルタから420km東に位置するスマラン市のデイポネゴロ大学を訪ねるためだ。デイポネゴロ大学は、鳥取大学医学部の協定校で関係の深い大学である。はじめてのインドネシア訪問だったが、ジャカルタに降り立つと気温28度、湿度90%という熱帯気候に身体がなかなかなじまなかった。ジャカルタの町は活気に溢れホンダのバイクが大渋滞の中を縦横無尽に走り回っていた。高層ビルの隣には貧困層のスラムがある。夕刻になるとモスクからは祈りの声が聞こえる。横丁ではネコやニワトリが走り回り、人々は屋内で昼寝をしている。酒のおいしはない、イスラム教ではアルコールは厳禁なのだ。

▼インドネシアの医学生たち

スマランではデイポネゴロ大学の斡旋で、地域医療の frontline となるプスケスマス(診療所)やポシャンドウ(コミュニティセンター)を見学した。プスケスマスは、妊婦の健康管理と出産、子供のワクチン、糖尿病や高血圧の治療、結核の発見と治療、デング熱など感染症の調査など、その守備範囲はとても広い。日本のクリニックと保健所を混合したような公的診療所であり、医師、看護師、助産師が働いている。子供の声が聞こえ、とても賑やかだ。研修医はここで半年間の勤務が義務付けられている。彼らは最前線で何が起きているのかを目の当たりにし、その後大病院での研修に入る。人口当たりの医師数は日本の約1/3と少ないのだが、医学生たちは地域医療の現場に身を置き、庶民の病気や貧困に向き合う。学生たちは概して優秀で礼儀正しい。質問にも英語で的確に答え、インドネシアの実情を踏まえた鋭い質問を投げかけてくる。自分の頭で考え、自分の言葉を持っている。同世代の日本の大学生よりもずっと成熟した大人という印象だ。逆に私たちのほうが日本のことを正しく理解できているのか、問われている気分だった。

▼私たちが学ぶべきこと

インドネシアの憲法にはパンチャシラという原則がうたわれている。建国五原則のことで、①唯一神への信仰、②公正で文化的な人道主義、③インドネシアの統一、④合議制と代議制における英知に導かれた民主主義、⑤全インドネシア国民に対する社会的公正の五つである。インドネシアは人口2億7000万、国民の9割がイスラム教である。17000を超える群島からなり、公用語はインドネシア語だが500以上の言語が存在する。ちょっと考えると、イスラム教とそれ以外の宗教対立や民族間対立を心配する。しかし、少なくとも私がインドネシアで接した人々は、信じる神はあっても他者に強要せず、相手の宗教や価値観を尊重しようとする姿勢が感じられた。自分だけが正しいと考える正義は、対立や戦争を生み出す。民主主義、社会的公正、こういった考え方は現在の日本においても尊重すべきものだ。たとえ理想であっても、5原則を憲法にうたい、日常生活や教育のなかでパンチャシラを尊重し、笑顔で他者を迎える国民に、人類の可能性をみる思いであった。今回の訪問で、私はインドネシアという国が大好きになった。



鳥取大学医学部
地域医療学講座
教授

谷口 晋一
(たにくち しんいち)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133 ホームページ [鳥取県社会保険協会](#) [検索](#)

「社会保険とっとり」は、ホームページに過去1年分を掲載しております。

(一財)鳥取県社会保険協会

令和6年度の事業と予算のご案内

令和6年度の事業計画と収支予算が理事会で承認されましたので、その内容を次のとおりご報告いたします。

令和6年度事業計画

1. 社会保険振興事業

- (1) 広報紙「社会保険とっとり」を毎月発行し、事業所に郵送及びネット配信
- (2) 冊子等を事業所に配布
- (3) 年金委員・健康保険委員へ参考資料等の提供及び研修会の開催等に協力支援

2. 健康保持増進事業

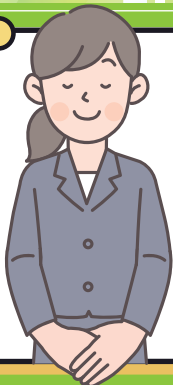
- (1) 事業所の事業主、被保険者及びその家族の健康づくりを支援するとともに健康に対する意識の向上を図るための事業を実施
 - ① 脳ドックの助成事業
 - ② 健康づくり講習会への講師派遣
 - ③ 健康づくりDVDの無料貸出
 - ④ 健康づくりのための各種スポーツ大会の開催
 - ⑤ 健康づくりカレンダーの作成及び無償配布
 - ⑥ 家庭常備薬の斡旋
- (2) 事業所の事業主、被保険者及びその家族の心とからだの健康を応援するため、契約保養施設を設け利用料金の一部補助及び優待利用

3. 広報紙のネット配信化

広報紙「社会保険とっとり」のネット配信を、令和6年4月からスタート(令和8年4月を目途に「完全ネット化」を計画)しますが、広報紙の郵送用封筒の見直し等の方策を講じて広報紙のネット配信化を推進

令和6年度予算

(単位:千円)	
経常収益	
受取会費	24,350
特定資産運用益	2
雑収益	2
計	24,354
経常費用	
社会保険振興事業費	13,249
健康保持増進事業費	7,511
管理費	6,660
計	27,420
当期経常増減額	△3,066



協会費の基礎となる被保険者数は1月1日現在に変更となります

協会費につきましては、5月下旬頃に納入のご案内をお送りしますが、今年度から、情報開示請求の事務処理の変更に伴い、**協会費の基礎となります被保険者数の認定時期を従来の4月1日現在から1月1日現在に変更**させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

「家庭常備薬のチラシ」は5月に送付いたします

家庭常備薬の斡旋チラシは、これまで広報紙9月号に同封しておりましたが、今年度から、**5月に送付する協会費払込票に同封いたします**のでご注意ください。

